

## (公社) 静岡県建築士会の事業実施等におけるコロナ感染対策ガイドライン(追記)

令和2年8月3日

静岡県内におけるクラスター等による新型コロナウイルス感染者の増大に伴い、静岡県から各団体に対し「感染拡大防止に向けた取組」への協力依頼がありました。

これを受け、本会におきましても前回(6月26日発出)の感染対策ガイドラインに以下の項目を追記しましたので、これに沿うようお願いいたします。

これ以外につきましては、前回のガイドラインに準じます。

### ・委員会、協議会等各種会議について

できるだけWeb会議、書面会議等とし、集会しての会議は自粛する。

やむを得ず集会する場合は、感染防止対策を徹底し少人数(コアスタッフ程度)での会議とする。

また、移動についてはブロック内、地区内とする。

### ・事業実施について

自主事業については、一般の参加もある事業は開催時期を考慮し、8月の実施については延期を検討する。

受託事業については、委託者の感染防止マニュアルに準拠し、不明点などは問い合わせにより確認し、自主判断はしないこと。

### ・その他

委員会等における懇親会等の開催は自粛すること。

個人的な県内外の移動についても、感染多発エリアへの移動は、やむを得ないものを除き自粛をお願いする。

また、接待を伴う飲食店や多人数の会食場所は回避するなど、感染防止に向けた慎重な行動をお願いする。

以上は、当面の間のガイドラインとし、状況の変化により修正通知します。

## <参考>

### (公社) 静岡県建築士会の事業実施等におけるコロナ感染対策ガイドライン

令和2年6月25日

6月19日に県内外の移動自粛の制限が解除されましたので、7月1日からガイドラインを以下のように改定します。

つきましては、各地域の状況に応じてコロナの感染予防対策を講じた上で委員会等会議や事業を実施してください。

#### 基本ガイドライン

- ・委員会等の会議はソーシャルディスタンスを確保し、極力短時間にて終了する。  
概ね180cmの会議テーブルに1人掛けとし、対面距離も2m以上とする。(前後も同様とする)  
マスク着用、入室時と退室時に手指の消毒を実施、換気を確保し部屋の大きさも確保する。  
Web会議、メール等を利用した会議を考慮する。
- ・士会主催の事業実施については、県内外の移動制限が解除されましたので、講師も含め会員外の参加する事業も実施できることとする。  
見学会など団体バス等での移動を伴うものは当面の間実施しない。現地集合、現地解散とするなどとして実施する。(バス会社等の対策が完了し、団体バス旅行が実施できるまでは実施しないこと)  
研修会などは概ね180cmの会議テーブルに1人掛けとし、対面距離も2m以上とする。  
(前後も同様とする)  
マスク着用、入室時と退室時に手指の消毒を実施、換気を確保し部屋の大きさも確保する。
- ・定期講習、建築士試験などの受託による事業は、発注者からの開催要領と感染予防対策を厳守し、判断できにくいものは発注者に確認する。
- ・各ブロックの事業、会議等も同様とし、他ブロックからの参加も認める。(講師も含む。)  
また、建築相談など会員外との接触のあるものは対面距離を2m以上取るなど会議同様の対策をして実施する。

以上を参考に、事業内容に応じて対応してください。また、会議、事業終了後の飲食は各自の判断、責任でお願いします。

Web会議につきましては、本会の周辺機器の整備待ちとなっていますので、本会主催のweb会議はしばらくお待ちください。

警戒レベルの変化があった場合は、ガイドラインを改めてお知らせします。